

事務連絡  
平成21年3月5日

各保険医療機関 御中

福岡県国民健康保険団体連合会

長寿医療（後期高齢者医療）にかかる診療報酬明細書等の記載要領の一部改正について

標記につきましては、平成21年1月1日（1月診療分）より記載要領の一部改正が実施されておりますが、支払額に影響を及ぼす内容となりますので、下記の点にご留意下さいようお願いいたします。

なお、記載もれについては原則返戻となりますのでご注意ください。

記

1. 対象	75歳以前から長寿医療（後期高齢者医療）対象者であって、75歳到達月の診療で以下のいずれかに該当する場合 ・「入院」及び「入院外の在宅時医学総合管理料等」で一部負担金を記載する場合 ・公費負担医療（重度障害者医療・ひとり親家庭等医療を含む。）受給者の場合 ・特記事項欄に「02 長」と記載する場合
2. 記載方法	①紙レセプトの場合 明細書の摘要欄に「障害」と記載する。 ②レセプト電算処理システム（オンライン請求、光ディスク等の磁気媒体による請求）の場合 診療識別「01：全体に係る識別コード」のコメント（CO）レコードとして、「820000143：（障害）」を記録する。（詳細はレセプト電算処理システムのペンド（業者）様に確認下さい。）

（参考）

記載要領（一部抜粋）

高齢者医療確保法第50条第2号に該当する者（65歳から75歳未満の者であって、後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けた者）が75歳に到達した月に療養を受けた場合（自己負担限度額が2分の1とならない場合）であって、「療養の給付」欄の「負担金額」若しくは「一部負担金額」の項に金額を記載する場合、公費負担医療受給者の場合又は「特記事項」欄に「長」と記載する場合には、「摘要」欄に障害と記載すること。

ご不明な点につきましては国保連合会の各地区担当にご連絡ください。